

「災害時における遊漁船による輸送等に関する協定」について

【本協定で定める協力内容の概要】

- ・大規模災害発生時において、必要があると認めるとき、県は特定非営利活動法人瀬戸内東部遊漁船協議会に対し、遊漁船の派遣要請を行い、次に掲げる業務について協力を得ることとする。
  - (1) 被災者等の緊急輸送業務
  - (2) 災害応急対策に必要な物資、要員、資機材等の緊急輸送業務
  - (3) その他
- ・協定に基づき実施した業務に要した費用は、県が全額負担する。

【特定非営利活動法人瀬戸内東部遊漁船協議会の概要】

会 長：福本 優

住 所：善通寺市金蔵寺町1298番地1

目 的：海洋資源の保全と培養、職業漁師と釣り人とのトラブル解消、瀬戸内海の環境浄化及び青少年の健全育成への協力等を行い、公共福祉の増進及び釣り等の海上レジャーの大衆化に寄与すること。

事 業：漁場の環境保全や資源培養のための稚魚放流、船釣り講習会の開催など。

会 員：29名

設 立：平成26年8月11日

(平成29年12月11日に名称を瀬戸内遊漁船釣り団体協議会から変更)

【香川県の災害時応援協定締結状況】

本協定を含み、延べ135事業者（平成30年8月2日現在）